

## 建設業等の皆様（一括有期事業）

建設業等の労災保険につきましては、事業の種類（工事内容）により保険料率が違います。

提出頂く「一括有期事業報告書（建設の事業）」については、次ページからの資料をご参照頂きながら、**事業の種類ごとに、用紙を分けて作成**をお願い致します。

### ※一括有期事業の手続きのしかたについて（建設の事業）

#### ・有期事業の一括の扱いができる区域

平成31年4月1日以降に開始する工事については、区域要件が廃止され、全国で行う工事を一括できるようになりました。しかしながら、今年度に申告する工事であっても、平成31年3月31日以前に開始した工事については一括できる区域に限りがありますのでご連絡ください。

#### ・申告する工事

##### 1. 元請工事

元請負による工事が対象となります。

##### 2. 請負金額および概算保険料

一工事の請負金額が税抜1億8千万円未満、かつ、概算保険料額が160万円未満の工事が対象となります。

##### 3. 工事期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に**終了した**元請負工事。